

租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する件（案）の概要

1. 改正の趣旨

- 租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号。以下「告示」という。）は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項の規定による承認を受けた特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）の認定要件に係る基準を定めている。
- 告示は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第1項第1号において、特定医療法人の認定要件として、「各事業年度においてその事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の厚生労働大臣の当該各事業年度に係る証明書の交付を受けること。」と定めており、当該基準を定めるものである。
- 告示第一号イにおいて、社会保険診療費等による収入が全収入の80%を超えることが規定されているところ、当該社会保険診療費等に含まれる収入について、財務省と協議の上、新たな項目を追加する。
- なお、新たな規定は、医療法人の平成30年4月1日以後に始まる新たな会計年度より適用する。

2. 改正の内容

- 告示第一号イに規定する社会保険診療費等に、新たに予防接種、助産、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額を加えることとする。

3. 根拠条文

- ・ 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号

4. 告示日等

告示日：平成30年3月下旬（予定）

適用日：平成30年4月1日